



きゅうゆうせいほごほうひがい  
**旧優生保護法被害に**  
かん でんわそうだん  
**関する電話相談**

**2018年7月3日(火) 10時～16時**

**電話：078-351-0160**

**FAX：078-362-0084**

旧優生保護法とは、1996年まで存在していた法律です。「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、精神疾患を有する（と認定された）方や障害のある方などに対し、本人の意思に反する不妊手術などが行われていました。

今年の1月30日、旧優生保護法のもとで強制不妊手術を受けさせられた被害者の方が、国に対する謝罪と補償を求めて裁判を起こしました。

このような動きをきっかけとして、これまで被害を訴えることのできなかった方々の声を聞くため、電話相談を行います。旧優生保護法のもと、のぞまない不妊手術や人工妊娠中絶を受けた方・そのご家族、ご友人の方など、どなたでもご相談ください。

なお、この日以降も、兵庫県弁護士会の高齢者・障害者のための弁護士電話FAX法律相談（毎週火曜・木曜午後1時～4時。電話362-0074、FAX362-0084）でもご相談を受け付けています。

主催：兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター